

令和2年5月7日

山形労働局長

新型コロナウイルス感染症に係る雇用維持等に対する配慮に関する要請書

日頃より、労働行政の推進に格別の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在、新型コロナウイルス感染症の影響により、人や物の動きが停滞し、事業活動を縮小せざるを得ない事業者が生じており、経済全般にわたって甚大な影響をもたらしているところです。

こうした状況を踏まえ、政府としても、事業継続や雇用維持のため、実質無利子・無担保の資金繰り支援策を民間金融機関に拡大するとともに、特に厳しい状況にある中小・小規模事業者等に対する給付金制度の創設、納税や社会保険料の支払い猶予措置を講じております。

また、雇用調整助成金について、中小企業では最大で10割、大企業では3/4に引き上げるなど助成率の上乗せや、雇用保険被保険者でない労働者の休業の対象への追加、申請に係る負担軽減など特例措置の拡充がなされております。

貴団体におかれましては、これらの施策の活用について会員企業へ周知をいただくとともに、雇用の維持を図るため、改めて、下記の事項につきまして御協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 1 事業継続に向けた資金繰り支援を活用していただくとともに、雇用調整助成金の特例措置等を活用していただき、従業員の雇用維持に努めていただくようお願いいたします。また、教育訓練を行った場合には雇用調整助成金の助成額が加算されますので、新入社員については教育訓練の機会を設けるなど将来の戦力として雇用を維持していただくようお願いいたします。
- 2 雇用保険の失業等給付の受給手続きをした方が、再雇用の予定があるために求職活動を行わない場合には、基本手当が支給されないことがあります。新型コロナウイルスによる影響が収束した後に従業員の再雇用を予定している場合は、雇用調整助成金等を活用した雇用の維持を第一に考えていただくようお願いいたします。
- 3 新型コロナウイルス感染症によって、事業の休止などを行う場合でも、可能な限り雇用維持に努めていただくとともに、労働者を休業させるときには、労

使がよく話し合って労働者の不利益の回避に努めていただくようお願いします。

なお、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言や要請・指示により、事業を休止した場合であっても、一律に労働基準法第 26 条に基づく休業手当の支払義務がなくなるものでないことに留意いただくようお願いいたします。

4 事業の休止などによりやむを得ず労働者を解雇する場合であっても、労働契約法に規定された解雇権濫用法理に留意いただき、また、労働基準法第 20 条に基づく解雇の予告など使用者が守るべき最低限のルールの実守の徹底をお願いいたします。

5 離職を余儀なくされる者が発生する場合には、離職者の再就職支援のため、管轄のハロワークに早めに相談をいただくようお願いいたします。